

多様性に応じた新時代の学び充実支援事業
公募要領

令和3年7月21日
初等中等教育局長決定

1. 事業の背景・目的

高等学校においては、多様な学習ニーズに応じた学びの実現とともに、ICTを効果的に活用した新時代の学びの充実を図ることが求められていることを踏まえ、定時制・通信制課程をはじめとする多様な高等学校制度を生かし、多様な生徒に応じて卒業後の進路を見据えた学習プログラムのモデルを検討するとともに、多様な学習ニーズに応じたICTを効果的に活用した指導方法や評価方法等の実証研究を行う。

2. 事業の概要

(1) 事業概要

1. の目的を達成するため、以下に掲げるテーマを踏まえた研究開発課題を設定し、研究開発を実施することとする。

- ①多様な入学動機や進路希望、学習経験など様々な背景を持つ生徒が在籍している現状に対し、定時制・通信制課程や中高一貫教育制度など、多様な高等学校制度の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図るための研究
- ②定時制・通信制課程において、多様な生徒の学習ニーズに応じたICTを効果的に活用した指導・評価方法等に関する研究（遠隔・オンライン教育に関する研究も含む。）
- ③通信制課程における観点別学習状況の評価方法や、学校間連携制度・定通併修制度・少年院による矯正教育の単位認定制度などの多様な高等学校制度において通信教育の方法を活用した個別最適な学びの実現を図るための研究

(2) 事業の申請者

事業の申請は、当該調査研究を実施する調査研究機関等（以下「調査研究機関等」という。）から文部科学省に行うこと。

ただし、調査研究機関等が任意団体の場合は、下記の要件を全て満たすものとする。

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

(3) 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ② 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の処置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 採択予定件数

全体で6件程度（採択件数は、多様性に応じた新時代の学び充実支援事業企画評価会議（以下「企画評価会議」という。）において決定する。）

(5) 実施要件

本事業の実施に際しては、設定する目標を実現するため、以下の要件を全て満たすものとする。

【実施要件】

- ① 調査研究機関等は、学校における取組及び本事業全体の成果の検証・評価を行い、3年目の最終評価における確実な成果検証を行うこと。
- ② 調査研究機関等は、学校における取組が文部科学省による委託期間終了後においても継続的に取組が行えるよう支援すること。
- ③ 実証研究の成果普及のための取組として調査研究機関等や学校の Web ページ等で実施事業や研究成果を発信するとともに、研究成果報告会を行うこと。

(6) 事業期間

事業期間は、原則として令和3年度から最大で3年間とする。ただし、委託契約については年度ごとに締結することとし、契約期間は契約を締結した日から契約書で定める日までとする。事業の実績、予算の状況等を勘案し、審査の上適当と認められるときは、次年度以降引き続き契約を締結できる。

また、国の財政事情や事業の評価結果等により、当該事業期間を必ず保証するものではない。

(7) 事業規模等

① 委託額上限

構想内容を踏まえ、以下のとおりとします。

各年度の計画額の上限は、1件当たり400万円とする。

初年度の最終的な委託金額は、企画評価会議において、事業の規模及び本事業全体の予算額等に応じて調整する。なお、指定2年目以降の委託金額の上限については、事業計画、前年度の実績、執行状況及び本事業全体の予算額等によって変動が生じる可能性がある。

② 委託経費

本事業の実施に要する経費として認めるものは、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、人件費、消費税相当額、一般管理費、再委託費とする。

3. 審査方法

(1) 審査手順

本事業の指定のための審査は、提出された構想調書等に基づく「書面審査」により行う。その後、企画評価委員会において、書面審査を踏まえた合議審査による採択先を決定する。

(2) 企画評価会議による意見

企画評価会議における審査を踏まえ、採択にあたり条件を付すことがある。

4. 申請書類

(1) 申請書類

① 様式のダウンロード

本事業の趣旨及び目的等を十分に踏まえて、構想調書等（別紙様式1及び2）を作成し、文部科学省初等中等教育局長宛に申請してください。様式は、文部科学省のホームページからダウンロードすること。

https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/mext_00144.html

② ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

審査基準に記載のある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを添付すること。

③ 誓約書

地方公共団体、国公立大学法人及び独立行政法人以外が事業の申請者となる場合は、別紙様式2の誓約書を提出すること。また、構想調書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは

誓約書に反することとなったときは、構想調書を無効とする。

(2) 提出期限

構想調書等

：令和3年8月20日（金）17時必着※提出期限は厳守のこと【電子データ】

(3) 提出先

電子媒体送付先：diversity@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局

参事官（高等学校担当）付 多様性事業担当 宛

(4) 提出方法

・電子媒体をメールにて送付

電子媒体を提出する際は、別紙様式1及び2をPDF形式に変換してまとめたファイルと添付資料②の根拠資料を提出すること。

・別紙様式1（構想調書）

別添①（研究対象校に関する資料）

別添②（所要経費）

※別添②の根拠書類については、別ファイルで提出。

・別紙様式2（誓約書（暴力団等に該当しない旨の誓約書））

※別紙様式2については、地方公共団体、国公立大学法人、独立行政法人が事業の申請者となる場合は提出不要。

<電子メールの件名について>

提出する際の電子メールの件名については、「多様性構想調書：都道府県・指定都市名（公立・私立）、国立大学法人名又は自治体名（株立）」（「」は除く。）とすること。

(例) ○○県教育委員会の場合「多様性構想調書：○○県（公立）」

○○私学学校法人の場合「多様性構想調書：○○県（私立）」

○○大学（国立大学法人）の場合「多様性構想調書：○○大学」

認定自治体の場合「多様性構想調書：認定自治体名（株立）」

<電子ファイルのファイル名について>

また、構想調書等を電子媒体で提出する際の各ファイル名については、以下のようすること。都道府県番号は、以下表を参考に各自記入すること。

(例) 都道府県番号★、○県△学校名「★○県△」

都道府県番号★、学校法人○、△学校名「★○.△」

都道府県番号★、国立大学法人○大学、△学校名「★○大学.△」

都道府県番号★、○（認定自治体）、△学校名「★○.△」

01	北海道	02	青森県	03	岩手県	04	宮城県	05	秋田県
06	山形県	07	福島県	08	茨城県	09	栃木県	10	群馬県
11	埼玉県	12	千葉県	13	東京都	14	神奈川県	15	新潟県
16	富山県	17	石川県	18	福井県	19	山梨県	20	長野県
21	岐阜県	22	静岡県	23	愛知県	24	三重県	25	滋賀県
26	京都府	27	大阪府	28	兵庫県	29	奈良県	30	和歌山県
31	鳥取県	32	島根県	33	岡山県	34	広島県	35	山口県
36	徳島県	37	香川県	38	愛媛県	39	高知県	40	福岡県
41	佐賀県	42	長崎県	43	熊本県	44	大分県	45	宮崎県
46	鹿児島県	47	沖縄県						

(5) 留意事項

- ① 申請書類の作成・郵送費用については、審査結果に関わらず申請者の負担とする。また、提出された申請書類については返却しません。
 - ② 事故等による申請書類やメールの不達については、文部科学省は一切責任を負わない。
 - ③ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。
 - ④ 提出された申請書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合でも、差し替えや訂正は認めない。
 - ⑤ 申請書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないこともある。
 - ⑥ 提出された申請書類は、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、企画評価会議において審査等の資料として使用するが、その他の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守される。詳しくは、文部科学省「個人情報保護」WEBサイト (https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を参照すること。
 - ⑦ 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- ※契約書締結後に生じた経費のみが委託経費の対象となるので、構想調書等の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

5. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が実施計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要な経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めていくこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合は、その再委託先にも伝えておくこと。

6. その他

(1) 採択件数

採択件数は、現時点の予定であり、増減する可能性がある。最終的な採択件数は、審査委員会が決定する。

(2) 事業の申請者の留意事項

採択され、初等中等教育振興事業委託費の交付を受けた場合、事業の申請者は以下のことに留意すること。

① 経理事務等

本事業の経理事務等を適切に行うため、「多様性に応じた新時代の学び充実支援事業委託要項」に基づき、管理機関等が計画的に経費の管理を行うこと。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保存すること。

② 事業実施にあたっては、契約書及び構想調書を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など構想調書に記載した事項について、認定の取

り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出る
こと。

- ③ 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約を締結するた
め、遅滞なく以下の書類を提出すること。実施計画に再委託が予定されている場合は、再委
託先にも周知しておくこと。

〔契約締結にあたり必要となる書類〕

- ・実施計画書
- ・所要経費（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料
（謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- ・別紙（銀行口座情報）

- ④ その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなる。

（3）事業の評価等

文部科学省は企画評価会議と協力して、事業終了後に委託期間全体の実績に関する事後評価
を実施する。また、毎年度の調査研究完了報告書における内容は、次年度以降の委託費の配分に
勘案するとともに、事業目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、事業の中止も含め
た計画の見直しを行うことがある。

また、事後評価等については、企画評価会議で定める評価方法、基準等に基づいて行う。

（4）公表等

本事業の一部または全部を、文部科学省のホームページにて公表することを予定しておりま
す。各調査研究機関等においてもホームページにも掲載するなど広く情報提供し、積極的な情
報発信に努めること。

7. 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付 多様性事業担当

電話：03-5253-4111（内線 2022）

FAX：03-6734-3727

電子メールアドレス：diversity@mext.go.jp

8. 今後のスケジュール

下記は、現時点でのスケジュールであるが、申請件数によっては、審査期間の延長により予定
が後ろ倒しになる可能性がある。

令和3年7月21日	公募開始 ※日付はWEB公開日とする。
8月20日	構想調書等の提出締切り（別紙様式1～2）
8月下旬	書面審査
9月下旬	審査結果の通知及び内定
10月上旬	指定・契約締結